

## 消費税増税に伴う介護報酬の改定について

### 1 介護保険法定サービス

令和元年10月1日付けで消費税率が10%に引き上げられることに伴い、厚生労働省告示101号により指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部が改正され、税率引き上げと同日に介護報酬額が引き上げられます。

### 2 特別給付サービス

横須賀市の特別給付においては、令和元年10月1日付で消費税率が10%に引き上げられること及び平成30年4月1日付の介護保険報酬改定（改定率+0.54%）により、次のとおり市の規則及び要領を改正し令和元年10月1日より介護報酬額を引き上げます。

#### （1）施設入浴サービス

現行 12,350円 → 改定後 12,640円(+290円)

#### （2）搬送サービス

①利用者の居宅から移動車両までが、おおむね40段以上の階段がある場合

現行 4,630円 → 改定後 4,740円(+110円)

②利用者の居宅から移動車両までが、おおむね300メートル以上

又は、おおむね20段以上40段未満の階段の場合

現行 3,600円 → 改定後 3,690円(+90円)

③上記の①及び②に該当しない場合

現行 2,060円 → 改定後 2,110円(+50円)